

令和____年度 市民税・県民税申告書付表

(上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式選択用)

現住所	フリガナ
	氏名

**例：源泉徴収口座A：譲渡損失 1,000,000 円
配当所得 200,000 円
源泉徴収口座B：譲渡所得 6,000,000 円
→確定申告ではA、Bを申告して通算した
→住民税では、Aは損失を繰り越すため申告し、Bは申告不要とした**

※前年度から繰り越された損失が 300,000 円ある

場株式等に係る特定配当等」という。)の全部(※)について、市民税・県民税では申告不要(源泉分離課税)とする方

※ 市・県民税で一部だけ申告不要とする方、繰越控除が異なる方等は対象となりません。

(2) 手続

確定申告書第2表(裏面下段)の「住民税・事業税に関する事項」の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」(※)の欄をチェックして提出してください。(※確定申告書Aの場合は、「特定配当等の全部の申告不要」と記載)

1 上場株式等に係る特定配当等について、市・県民税では次のとおり申告します。

			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の	総合課税分	円	円
特定配当等	分離課税分	200,000 円	10,000 円
上場株式等の特定株式譲渡所得		△1,000,000 円	円

※ 確定申告した上場株式等の特定配当等のうち、所得税 15.315%、住民税(市・県民税) 5%の税率で源泉徴収されている所得のみ市・県民税で申告不要にできます。

※ 所得税だけが 20.42%で源泉徴収されている配当等については、原則として総合課税の配当所得として申告する必要があるため、申告不要とすることはできません。

2 上場株式等に係る特定配当等の損失について、市・県民税では次のとおり申告します。

	前年度から繰り越された損失額	本年度分で差し引く損失額	翌年以後に繰り越す損失額
3年度前分	円	円	
2年度前分	円	円	円(①)
前年度分	300,000 円	0 円	300,000 円(②)
本年度分の損失額(損益通算後の額)			800,000 円(③)
翌年度以後に繰り越される損失の合計額(①+②+③)			1,100,000 円

※ 上表は、市・県民税の赤字の金額は△を付けずに書きます。

※ 上表は、今まで市・県民税で申告不要を選択していた場合は、市・県民税において、翌年以降に当該損失を繰り越すことはできません。

申告期限・配当所得の注意事項など

1 申告期限等

(1) 申告期限

申告書の提出期限（原則として3月15日）までに(2)のとおり提出してください。

※ 期限を過ぎた場合であっても、納税通知書が送達されるまでは申告書を提出することができます。

(2) 提出書類

ア 市民税・県民税申告書及び付表（本紙）

イ 確定申告書の控えの写し（一式）

ウ 上場株式等の配当等に関する書類の写し（※1）（配当所得等がある方のみ）

エ 上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し（※1）（譲渡所得等がある方のみ）

※1 特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書など（所得税と申告内容が一部異なるため、配当控除割合の確認等のため必要となります。）

※2 このほかに、下表のとおり、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの方	
マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）ができます。	
マイナンバーカードをお持ちでない方 次の【番号確認】と【身元確認】のうち、それぞれいずれか1つが必要になります。	
【番号確認】 ・個人番号記載の住民票 ・通知カード（住所や氏名等が、住民票に記載されている内容と一致しているものに限る。）	【身元確認】 ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート、在留カード 等

2 申告不要に係る配当所得等・譲渡所得等の取扱いについて

(1) 所得税及び住民税が源泉徴収される特定口座（以下「源泉徴収口座」という。）における上場株式等に係る特定配当等について

ア 源泉徴収口座における上場株式等に係る特定配当等については、住民税が源泉徴収されるため、申告不要とすることができますが、申告した場合（総合課税又は分離課税）は、国民健康保険税や介護保険料等の算定に当たって基礎資料となります。

イ 源泉徴収口座における上場株式等に係る特定配当等については、申告するかどうかは口座ごとに選択できます（1回に支払を受ける配当ごとの選択はできません。）

ウ 源泉徴収口座における上場株式等に係る特定配当等については、源泉徴収口座に受け入れた配当所得のみ、譲渡所得のみ又はその両方で申告することができます。ただし、譲渡損失を申告する場合は、その源泉徴収口座内の配当所得も併せて申告する必要があります。

エ 課税方式を選択した場合（申告不要、総合課税、分離課税）、以後の変更はできません。

(2) 所得税及び住民税が源泉徴収されない特定口座（以下「簡易申告口座」という。）又は一般口座における上場株式等に係る特定配当等について

ア 簡易申告口座又は一般口座においては、上場株式等に係る譲渡所得等であっても、申告不要とすることはできません。

イ 簡易申告口座又は一般口座での配当所得等は、1回に支払を受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。

(3) 大口株主等に支払われる上場株式等の配当所得等及び一般株式等（未公開株）について原則として確定申告が必要になり、市・県民税において申告不要とすることはできません。